

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額27.6億円 (新規分)

目的・意義

この補助事業は、**自主参加型の国内排出量取引制度**を実施するためのものです。

自主参加型の国内排出量取引制度は、自主的・積極的に排出削減に取り組もうとする事業者に対し、**省エネ等によるCO₂排出抑制設備導入への補助により支援**することによって、追加的な削減努力を引き出すことを目的としています。

特に、**①設備補助**（採択に当たっては費用効率性を重視）、**②削減量の自主的な約束**、**③排出枠の取引**（柔軟性措置）の3つをセットにすることにより、費用効率的かつ確実な削減を実現しようとするものです。

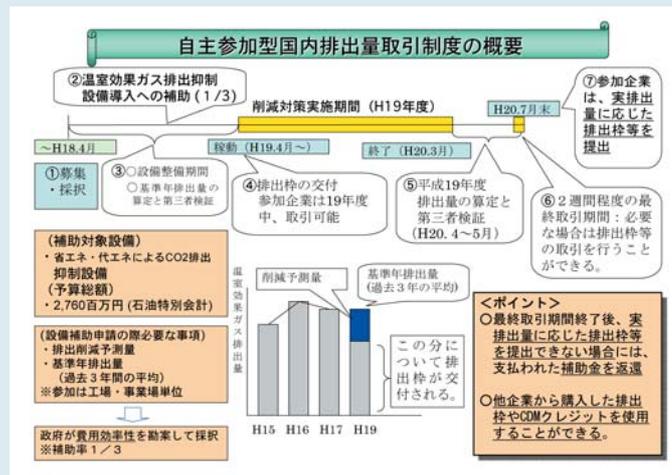
事業内容

自主参加型の国内排出量取引制度に参加する事業者に対し、**省エネ・石油代替エネルギーによるCO₂排出抑制設備の導入への補助**を行います。補助申請に当たっては、**目標とする削減量を申告**していただき、**補助の費用効率性が高い（tCO₂削減当たりの補助金額が少ない）事業者から採択**していきます。参加は、工場・事業場単位です。

補助事業者には、**H18年度**において、**設備を整備**いただくとともに、**基準年度の排出量（H15～H17年度の平均）の排出量を算定**し、第三者による検証を受けていただきます。

H19年度においては、整備した設備を活用し、**排出削減に取り組んでいただきます**。H19年4月に、補助事業者には「**基準年排出量－目標削減量**」の**排出枠が交付**され、これは取引可能なものです。

H19年度終了後、補助事業者は、H19年度のCO₂排出量を算定し、第三者の検証を受けていただきます。補助事業者は、**H19年度実排出量に応じた排出枠を環境省に提出**いただく必要があり、排出枠提出量が足りない場合には、その割合に応じて補助金を返還いただく場合があります。提出する排出枠としては、他社から買ってきた排出枠や、CDMによるクレジット（CER）を使用することが可能です。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象設備・事業：国内における省エネルギー・石油代替エネルギーによるCO₂排出抑制設備の整備
3. 負担割合



※1工場・事業場当たりの補助は、原則として上限2億円

地域協議会代工ネ・省エネ対策推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額2.8億円

目的・意義

地球温暖化対策地域協議会（地域協議会）による対策を活性化し、かつ、温暖化対策製品の効率的な普及を促進するため、**地域協議会の活動として行う地域における各種の代工ネ・省エネ対策事業に対して支援を行う**ものです。

事業内容

民生部門の温暖化対策に効果のある下記の設備を、地域において集団的に導入推進する地域協議会の事業に対して補助します。

● 電圧調整装置

温暖化対策診断の結果等により、地域において集中的な対策が必要と判断し、**電圧調整装置等の温室効果ガスの削減効果の見込める機器を導入する**地域協議会の事業

電圧調整装置

電力系統から住宅等への供給電圧は100Vが公称電圧となっているが、多くの住宅等では100V以上の電圧となり、平均では102～103Vとなっている。電圧調整装置は、これを96～100Vに調整して電力の削減を達成するもの。また、併せて電力の消費状況をリアルタイムで表示するシステムを付加することにより、一層の省エネを促進することが可能。小型・軽量で需要家個別に設置が可能な設備であるとともに、メンテナンスを要しないというメリットがある。

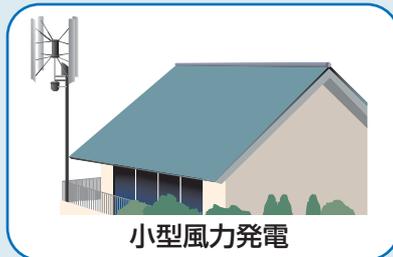
住宅用電圧調整装置は1台あたり15万円程度で市販されている。



住宅用電圧調整装置

● 民生用小型風力発電システム

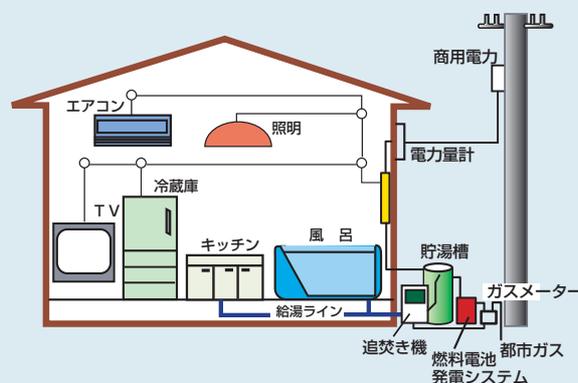
一般住宅等に対して、2～3m/sの弱風でも発電でき、また騒音にも配慮した市街地にも設置できる**小型風力発電システムを地域にまとめて導入する**地域協議会の事業



小型風力発電

● 家庭用等の小型燃料電池

一般住宅等に対して、**家庭用小型燃料電池コージェネレーションシステム（熱電併給システム）を地域にまとめて導入する**地域協議会の事業



● 複層ガラス等省エネ資材

ビル等の設備更新の機会などを捉えて、**複層ガラス、樹脂サッシ、断熱材（フロンを用いないものに限る。）等の断熱素材や、省エネ型空調、省エネ型照明等の省エネ設備（家庭用については高効率給湯器のみ対象。）**を大規模に導入する**地域協議会の事業**



委託・補助内容

1. 補助対象者：民間団体（地域協議会の構成員）

2. 補助対象設備・事業

電圧調整装置、民生用小型風力発電システム、家庭用等の小型燃料電池、複層ガラス等省エネ資材の導入事業

3. 負担割合

← 総事業費 →	
環境省	民間団体
1/3※	2/3

※複層ガラス等省エネ資材については従来品との差額の1/3

4. その他

具体的な施設整備等の事業の対象は、一般家庭、民間事業者等であるため、地域協議会には事業の取りまとめの役割が期待されています。例えば、補助事業の対象となる温暖化対策製品を製造・販売する企業等が地域協議会の構成員となって、とりまとめの役割を中心的に担い、その他の構成員（地方公共団体、住民、NGO、NPO、都道府県センター等）と協力して、当該温暖化対策製品の導入普及を進めることが円滑な事業実施に有効であると考えられます。具体的に補助を受ける方は一般家庭等であるため、民間負担分は基本的にこれらの一般家庭等の自己負担分となることとなります。

また、地域協議会の事業として位置付けられることにより補助の対象となるので、補助の対象となる一般家庭等が全て地域協議会の構成員になる必要はありません。

地球温暖化対策地域協議会とは

民生部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等の各界各層が構成員となり、連携して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議する場として組織するもの。

平成17年10月1日現在、全国で146の地域協議会が存在する。なお、地域協議会に関するガイドラインなど詳細は環境省ホームページを参照。

(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kyogikai/index.html>)

廃棄物処理施設における温暖化対策事業

(担当：廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課)

18' 予算額15.05億円

目的・意義

廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進により廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効利用する廃棄物発電やバイオマスエネルギー利用等により、化石燃料の使用量の抑制を推進することを目的としています。

事業内容

本事業は、廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、一定の要件を満たすものについて補助を行います。本事業の対象施設は、以下のとおりです。

1 廃棄物発電施設

- ① 一定以上の発電効率を有するもの
- ② 売電先又は電気利用先が確定しているもの

2 廃棄物熱供給施設

- ① 一定以上の熱供給量を有するもの
- ② 隣接する工場や公共施設等における化石燃料の使用を代替するもの
- ③ 熱利用先が確定しているもの

3 廃棄物燃料製造施設

- ① 一定以上のエネルギー回収率及び発熱量を有するもの
- ② 製造される燃料の利用先が確定しているもの

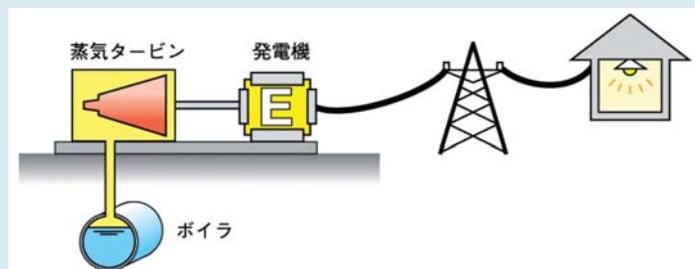


図 廃棄物発電の例

補助内容

1. 補助対象者：民間団体（廃棄物処理業を主たる業とする事業者）

2. 補助対象施設・事業

- (1) 廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの
- (2) 地球温暖化防止に資する効果が十分高いもの
- (3) 事業者の取組として先進的なもの
- (4) その他、事業実施計画が確実かつ合理的であること等

3. 負担割合

※補助金交付額は、施設の高効率化に伴う増高費用です。（ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度とします。）

補助対象施設整備費	
環境省	民間団体
1/3 (最大)	2/3

地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

18' 予算額10.23億円

目的・意義

地球温暖化対策技術が大規模かつ効率的に一般へ普及させるには、技術導入に対する直接補助だけでは限界があります。代エネ・省エネ等の技術普及を事業とする新たな地球温暖化対策ビジネスの育成を急ぐ必要があります。

本事業は、温暖化対策ビジネスモデルとして一定のフィージビリティが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開を図るに当たって必要となる核となる技術に係る施設整備の経費及び地域パイロット事業の事業費を支援することにより、新たな温暖化対策ビジネスモデルの市場導入を促進して、二酸化炭素排出量の着実な削減に寄与することを目的としています。

事業内容

ビジネスモデルとして成り立つ可能性が高いことが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開にあたり、核となる技術に係る設備整備費及び地域における実証事業（パイロット事業）の事業費に対して補助します。

●事業の例

補助事業の対象となる地球温暖化対策ビジネスモデルとしては、例えば以下のような事業が考えられます。

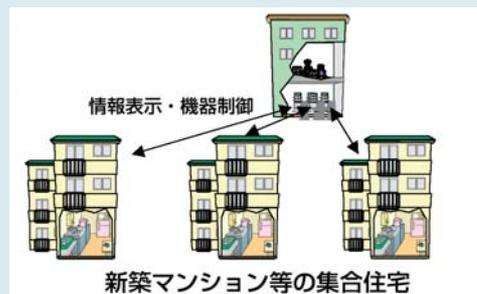
廃木材からのエタノール製造事業

廃木材からバイオエタノールを製造する施設の整備を行う事業。



家庭用省エネルギーサービス事業

新築マンション等でホームセキュリティサービス等に省エネサービスを付加して実施する事業



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業
本格的なビジネス展開を図るに当たって必要であり核となる技術に係る地域パイロット事業、設備整備
3. 負担割合

総事業費	
環境省 1/2	民間団体 1/2

再生可能エネルギー高度導入地域整備事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額7.5億円

目的・意義

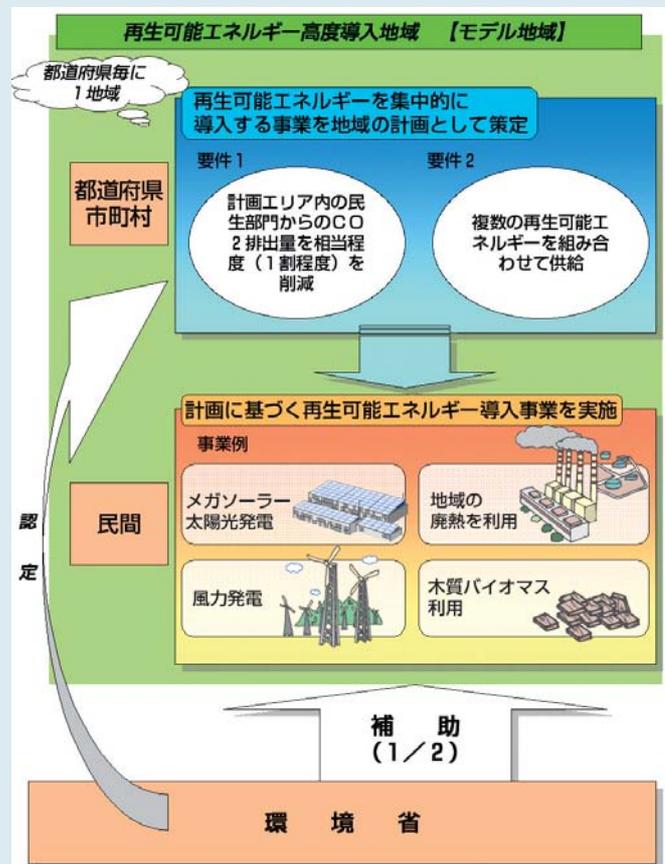
京都議定書目標達成計画に沿って、地域の特色あるエネルギー資源を効率的にその地域で地産地消し、CO₂削減を地域全体で効率的に実現するモデル地域を整備するため、再生可能エネルギーの地域における集中的な導入を支援します。

本事業は、目標達成計画に国の施策として位置づけられた再生可能エネルギーを集中的に導入するモデル地域の整備に係る補助として、再生可能エネルギーを製造・供給する施設整備を行う事業者を支援し、もって、再生可能エネルギーを集中的に導入するモデル地域を拠点として、先進的な取組を全国的に伝播し、再生可能エネルギー導入の拡大につなげるものです。

事業内容

再生可能エネルギーの導入事業を地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域推進計画又はこれに相当する計画に地方公共団体が位置付け、当該計画を国が計画エリアの二酸化炭素を相当程度（民生部門の10%）削減できるよう集中的に再生可能エネルギーを導入する計画として認定します。そして、当該計画に位置付けられた再生可能エネルギー導入事業の事業主体となる民間事業者に対し、計画の達成に必要な施設整備費の一部を補助します。

当該事業は環境省と経済産業省で連携し、計画の認定を共同で行います。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：再生可能エネルギーの高度導入のための施設整備事業
3. 負担割合：原則1/2



業務部門二酸化炭素削減モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額1.5億円

目的・意義

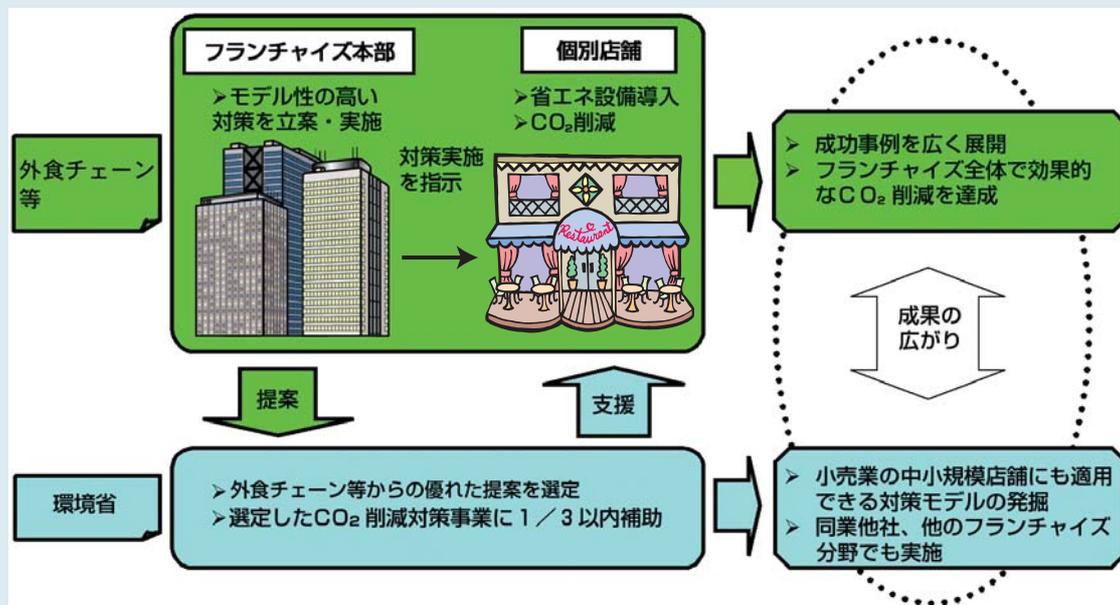
京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、排出量が増加している業務その他部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及が不可欠です。特に省エネ法の対象とならない中小施設への対策技術の普及が課題となっています。

そこで、省エネ法の対象とならない中小規模の業務用施設等を対象に、二酸化炭素排出量の削減を図る効率的な対策技術を導入するモデル事業を行い、他の業務用施設等への波及を促します。

事業内容

事業者から対策について提案を募り、他の施設への波及、二酸化炭素削減効果、経済性を考慮し、より優れた提案に対し支援することとし、設備導入等の対策事業費の一部を補助します。

対策普及の水平展開や同業種への波及ができるよう、フランチャイズチェーン方式などの組織で行う事業や、地下街・商店街など複数の事業者が連携して行う事業を対象とすることとし、平成18年度は外食チェーン、ホテルチェーン等からの提案による事業を実施します。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：中小規模の業務用施設等への省エネ施設等の導入事業
3. 負担割合：原則1/3

総事業費	
環境省	民間団体
1/3	2/3

省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業

(担当：地球環境局フロン等対策推進室)

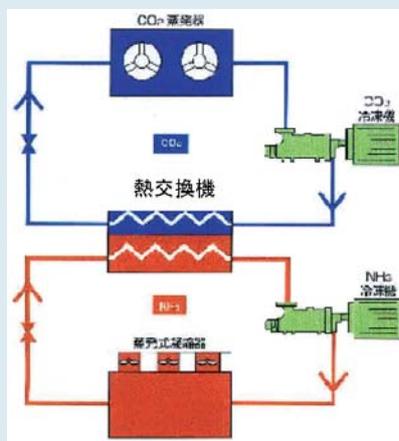
18' 予算額2億円

目的・意義

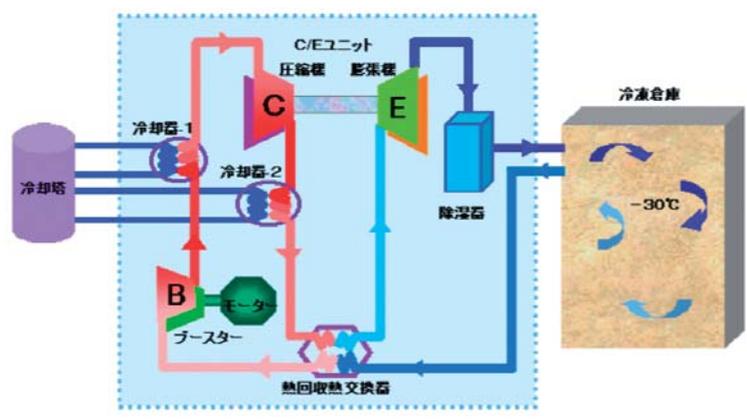
冷凍倉庫や冷凍食品製造等に用いられる冷凍装置は、一般的に常時エネルギーを大量に消費する装置ですが、近年、自然冷媒（すなわちノンフロン冷媒）を用い、しかも従来製品よりも省エネルギーとなる冷凍装置が開発されています。こうした冷凍装置の普及により、**エネルギー起源CO₂の削減のみならず、フロンによる温室効果の削減にもつながるため、補助を行うことにより省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置を普及させることを目的とした事業です。**

事業内容

省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の導入に対して補助を行います。省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置として、例えば次のようなものが開発されています。



NH3-CO2冷凍装置の例



空気冷媒冷凍装置の例

補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象設備・事業
既存の冷凍装置を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ型自然冷媒冷凍装置を導入する事業
3. 負担割合



※自然冷媒冷凍装置の導入費用とフロン冷媒冷凍装置導入費用の差額（注）の1/3を補助します。
（注）撤去する既存施設の残存価額を加算することができます。

街区まるごとCO₂20%削減事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

18' 予算額4億円

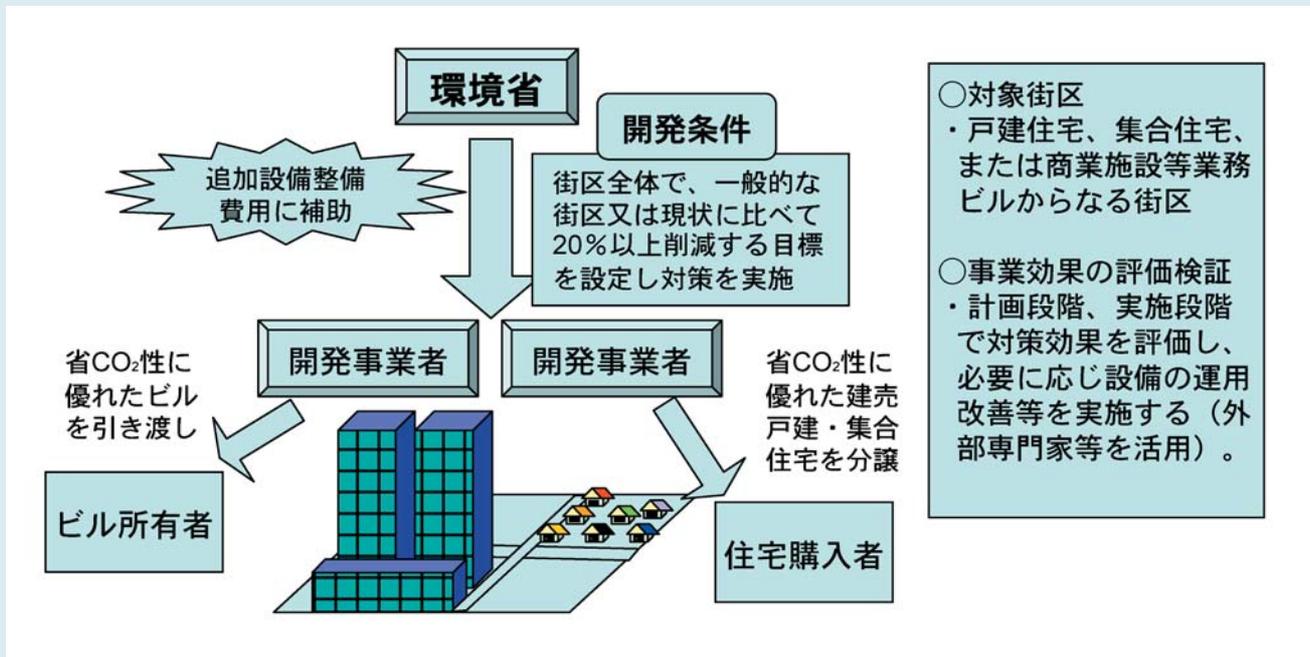
目的・意義

京都議定書目標達成計画において定められた民生部門のエネルギー起源CO₂の削減の目標の目安は、2010年におよそ20%削減しなければならないとして、「面」・「ネットワーク」対策を取り入れることが必要とされています。

そこで、新規市街地開発や再開発などが行われる面的な広がりをもった一定のエリアにおいて、複数の建物を一体のものとして街区全体のCO₂排出を削減する対策を導入し、単なる点である個別の対策の集積では得られないCO₂削減をもたらすモデル事業を行います。

事業内容

大規模宅地開発などの機会をとらえ、デベロッパー、地権者、自治体等の関係者が協調し、CO₂の大幅な削減を見込める対策をエリア全体、複合建物で導入し、街区等のエリアをまるごと省CO₂化する面的対策を行う事業に対して補助します。



補助内容

1. 補助対象者：街区開発を行う民間団体
2. 補助対象事業：CO₂削減に要する追加的設備の整備
3. 負担割合：追加的設備費用の1/2

※事業効果の評価検証については、民間団体に委託して実施

総事業費	
環境省	民間団体
1/2	1/2

メガワットソーラー共同利用モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

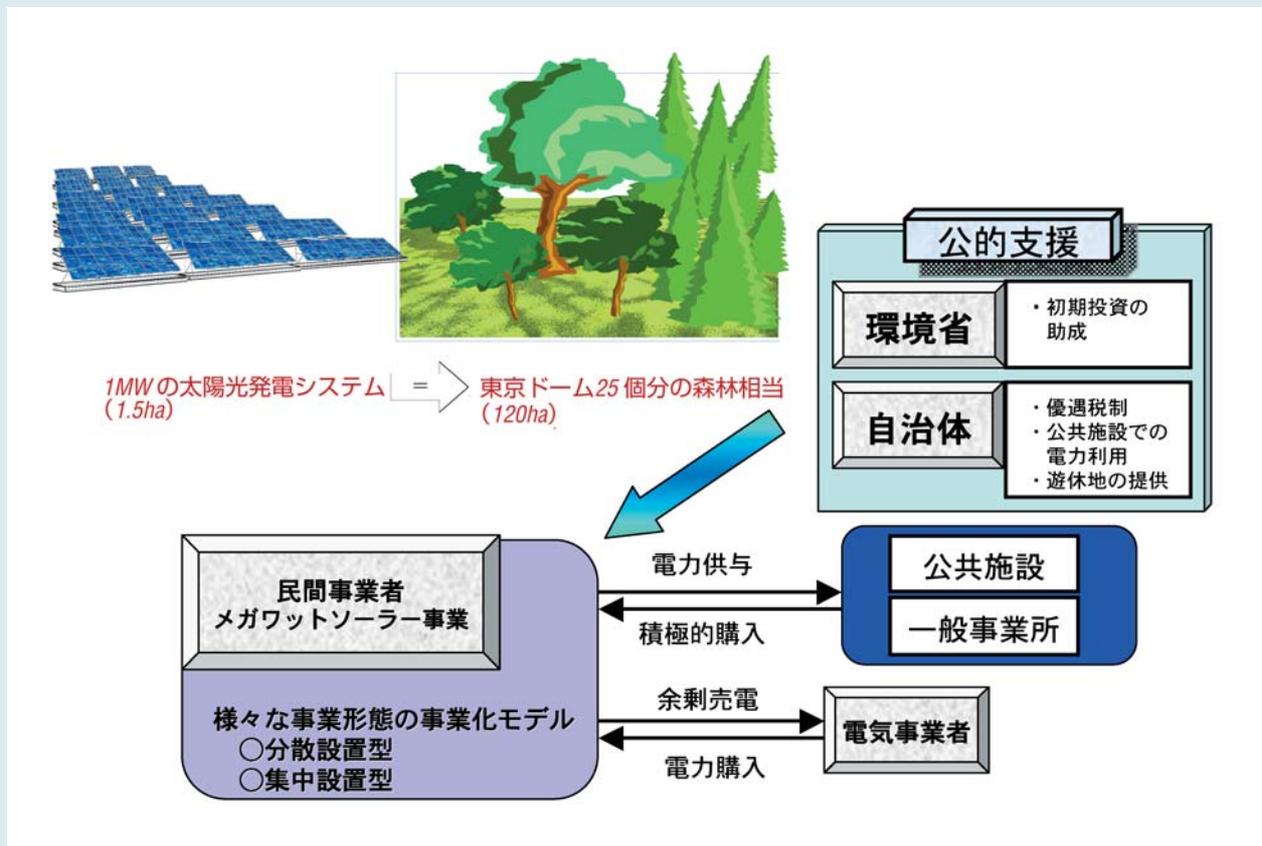
18' 予算額4億円

目的・意義

地域での共同利用に根ざした1,000kW級の太陽光発電システム（メガワットソーラー）をモデル的に立ち上げ、多様なメガワットソーラー事業の可能性を示すことにより、全国的な導入拡大を図り、事業用太陽光発電のさらなる普及促進を図ります。

事業内容

地域での共同利用を前提とし、メガワットソーラーを事業化しようとする事業者を募集し、導入する太陽光発電システム整備に対して補助します。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：地域での共同利用を前提としたメガワットソーラー整備事業者（事業化の年次計画を有する者）
3. 負担割合：40万円/kWの定額補助